

立地適正化計画は、住宅や医療・福祉・商業施設等がまとまって立地し高齢者や子育て世代などを含む住民が、公共交通によりこれら利便施設にアクセスしやすいコンパクトなまちづくりを目指すための計画です。本市においては、平成 29 年 3 月に計画を策定（令和 3 年 9 月一部改訂）し、運用してきましたが、都市再生特別措置法等関係法令の改正をふまえ、昨年度から改定の検討作業を進めてきました。

1. 都市機能誘導区域の誘導施設(子育て支援機能)の追加

【第5章(P.230)】

●誘導施設（新たに誘導を図るべき施設）

- ・医療機能：医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病院のうち、内科、外科、小児科を診療科目とする病院
- ・商業機能：平成 26 年商業統計調査の業態分類における総合スーパー及び食料品スーパーで、店舗面積 1,000 ㎡以上 1 万㎡未満程度の店舗
- ・金融機能：銀行法第 2 条第 1 項に定める銀行
- ・**子育て支援機能**：**保育園、幼稚園等**（児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所及びそれに準じる施設、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園）

2. 誘導施策の追加

【第4・5章(P.210～212、231)】

居住の誘導施策

- 居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備への都市構造再編集中支援事業の活用について検討
- 住宅金融支援機構と協定を締結し、本市の財政的支援とあわせて、フラット 35（地域連携型）により、住宅取得の際の借入金利を一定期間引き下げ
- 居住誘導区域における居住環境の維持・充実に向けて、立地適正化計画に基づく都市計画事業の認可みなし制度を活用し、老朽化した道路や公園等の都市計画施設の改修を積極的に推進

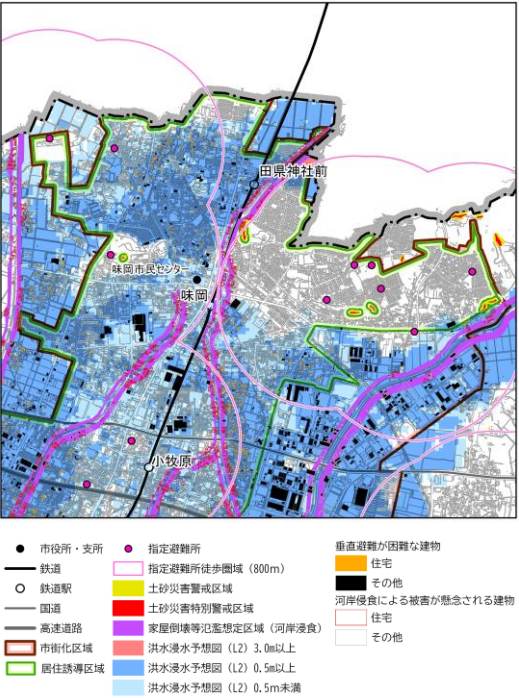
誘導施設の誘導施策

- 優良建築物等整備事業への補助金による支援
- 認定こども園の整備における都市構造再編集中支援事業の活用
- 官民連携まちなか再生推進事業に要する経費の支援

3. 防災指針の策定

【第7章(P.235～276)】

災害リスクが高い地域を抽出し、避難所、住宅等の都市情報を重ね合わせ、分析を行う



分析結果を踏まえ、防災まちづくりの取組を地区・災害ハザードごとに位置づけ

小牧線沿線市街地地区（味噌駅周辺）【洪水】

○：ソフト対策、●ハード対策

・広い範囲で浸水深 3.0m 未満の浸水が想定され、多くの住民に影響が及ぶことが予測

<取組方針>

○災害ハザード等の情報発信及び防災意識の啓発

○大規模災害を想定した体制の強化

●河川堤防等の浸水防止対策施設の機能強化

・多くの公共公益施設で浸水深 0.5m 以上の浸水が想定

<取組方針>

●避難所等の防災機能強化

・浸水深 0.5m 以上で床上浸水する平屋建ての建物が市街地内に広く分布

・河川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に建物が分布

<取組方針>

○大規模災害を想定した体制の強化

○確実な避難を促す取組の推進

●避難経路となる道路の整備・機能強化

4. 計画の目標値の中間評価・評価指標の追加

【第8章(P.277～280)】

評価指標①居住誘導区域内における人口密度【設定済】

評価指標②公共交通機関の一日平均利用者数【追加】

評価指標③災害時に自分が避難する避難所・避難場所を知っていると答えた市民の割合【追加】

評価指標④財政力指数【追加】